

連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度、当該連結事業年度前各事業年度において生じた灾害損失欠損金額

6 | 5 | 省略
第二項の合併法人等が適格合併等により設立された法人である場合における第一項の規定の適用その他同項から第四項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入)

第五十九条 内国法人(連結子法人を除く。以下この項において同じ。)について商法の規定による整理開始の命令があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が、当該事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであつた者から金銭その他の資産の贈与を受け、又は当該事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額(連結事業年度において生じた第八一条の九第五項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を含む。)で政令で定めるものに相当する金額のうち、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにその債務の免除を受けた金額の合計額(当該合計額がこの項の規定を適用しないものとして計算した場合における同日の属する事業年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 省略

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)

第六十一条の二 省略

2・8 省略

9 内国法人が、証券取引法第百五十六条の二十四第一項(免許の申請)に規定する信用取引又は発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。)の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後にその株式と銘柄を同じくする株式の買付け又は売付けをして

に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、当該内国法人の最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。)を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度 当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた灾害損失欠損金額

7 | 6 | 同上
第二項の合併法人等が適格合併等により設立された法人である場合における第一項の規定の適用その他同項、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入)

第五十九条 内国法人(連結子法人を除く。以下この項において同じ。)について商法の規定による整理開始の命令があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が、当該事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであつた者から金銭その他の資産の贈与を受け、又は当該事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額(連結事業年度において生じた第八一条の九第六項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を含む。)で政令で定めるものに相当する金額のうち、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにその債務の免除を受けた金額の合計額(当該合計額がこの項の規定を適用しないものとして計算した場合における同日の属する事業年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 同上

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)

第六十一条の二 同上

2・8 同上

9 内国法人が、証券取引法第百五十六条の三第一項(免許の申請)に規定する信用取引又は発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。)の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後にその株式と銘柄を同じくする株式の買付け又は売付けをして

して決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日はその決済に係る買付け又は売付けの契約をした日とする。

一・二 省 略

10 省 略

(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)

第六十一条の十二 第四条の三第十九項又は第十一項（連結納税のみなし承認）の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（次に掲げるものを除く。）が連結加入直前事業年度（連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係を有することとなつた日の前日（当該他の内国法人が同項第一号に規定する時価評価法人である場合には、最初連結親法人事業年度終了の日）の属する事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産の評価益又は評価損は、当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一・四 省 略

五 その発行済株式等を直接又は間接に保有していた連結子法人の解散（合併による解散を除く。）に基いて第四条の五第二項第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された法人（当該承認の取消しの直前に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人であつたものに限る。）についてその解散をした連結子法人の残余財産が分配されたことにより当該連結親法人がその発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなつた場合（当該承認を取り消された日から当該残余財産が分配された日まで政令で定める関係が継続していた場合に限る。）の当該法人

一・四 同 上

2 同 上

(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)

第六十一条の十二 同 上

決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日はその決済に係る買付け又は売付けの契約をした日とする。

一・二 同 上

10 同 上

第六目 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益

（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）

第六十一条の十三 内国法人（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定

第六目 分割前事業年度等における連結法人間取引の損益

（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）

第六十一条の十三 内国法人（自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割

する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの期間内に自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人又は当該期間内に自己を被合併法人とする適格合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限る。）を行つた連結子法人に限る。第三項までにおいて同じ。）が分割等前事業年度（当該分割型分割又は適格合併の日の前日の属する事業年度をいう。第三項までにおいて同じ。）においてその有する譲渡損益調整資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を連結法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）に譲渡した場合（適格事後設立により被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除く。）には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額は、当該分割等前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 分割等前事業年度において、内国法人が連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産（その譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき前項又は第八十一条の十一第一項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちにこの項又は同条第二項の規定により各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額があるものに限る。）につき当該連結法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合その他の政令で定める場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該分割等前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 分割等前事業年度又は当該分割等前事業年度前の各連結事業年度において、内国法人が、譲渡損益調整資産を譲渡して第一項又は第八十一条の十第一項の規定の適用を受けている法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。）との間に当該法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は第六十一条の十一第一項第四号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する合併類似適格分割型分割を行つた場合には、当該内国法人が当該譲渡損益調整資産を譲渡したものとみなして、前項の規定を適用する。

（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた連結法人に限る。第三項までにおいて同じ。）が分割前事業年度（当該分割の日の前日の属する事業年度をいう。第二項までにおいて同じ。）においてその有する譲渡損益調整資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を連結法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）に譲渡した場合（適格事後設立により被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除く。）には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額は、当該分割前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 分割前事業年度において、内国法人が連結法人に譲渡した譲渡損益調整資産（その譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき前項又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちにこの項又は同条第二項の規定により各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額があるものに限る。）につき当該連結法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由が生じた場合その他の政令で定める場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該分割前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 分割前事業年度又は当該分割前事業年度前の各連結事業年度において、内国法人が、譲渡損益調整資産を譲渡して第一項又は第八十一条の十第一項の規定の適用を受けている法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。）との間に当該法人を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は第六十一条の十一第一項第四号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する合併類似適格分割型分割を行つた場合には、当該内国法人が当該譲渡損益調整資産を譲渡したものとみなして、前項の規定を適用する。

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 省略

2 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）は、当該合併又は分割型分割に係る最後事業年度（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）又は分割前事業年度（分割法人の分割型分割の日の前の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 省略

(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)

第六十二条の二 内国法人が適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併又は適格分割型分割に係る最後事業年度又は分割前事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合には、当該内国法人は、同条第一項後段の規定にかかるわらず、当該合併法人又は分割承継法人から当該合併法人又は分割承継法人の株式（第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式を含む。）を当該適格合併に係る第二条第十七号ニ（定義）に規定する純資産価額に相当する金額又は当該適格分割型分割に係る同号ホに規定する純資産価額に相当する金額により取得し、直ちに当該株式を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2 省略

(株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割)

第六十二条の六 分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 同上

2 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）は、当該合併又は分割型分割に係る最後事業年度（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）又は分割事業年度（分割法人の分割型分割の日の前の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 同上

(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)

第六十二条の二 内国法人が適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併又は適格分割型分割に係る最後事業年度又は分割事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合には、当該内国法人は、同条第一項後段の規定にかかるわらず、当該合併法人又は分割承継法人から当該合併法人又は分割承継法人の株式（第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式を含む。）を当該適格合併に係る第二条第十七号ニ（定義）に規定する純資産価額に相当する金額又は当該適格分割型分割に係る同号ホに規定する純資産価額に相当する金額により取得し、直ちに当該株式を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2 同上

(株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割)

第六十二条の六 分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主

等のいづれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この法律の規定（第十四条第三号及び第十二号（みなし事業年度）の規定その他政令で定める規定を除く。）を適用する。

2 省略

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）

第六十三条 省略

2 省略

3 第一項の規定の適用については、資産の販売等には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して行つた第六十一条の十三第一項（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）に規定する譲渡損益調整資産の販売又は譲渡（当該販売又は譲渡に伴つて同項又は第八十一条の第十項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受けたものに限る。）を含まないものとする。

4・5 省略

（同族会社の特別税率）

第六十七条 省略

2 前項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額（当該事業年度の確定した決算において利益の処分による経理をした第二十五条第四項（賞与の意義）に規定する賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額及び連結法人である同族会社が当該同族会社を分割法人とする分割型分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行なうものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度の配当等の額（第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額をいう。第二号において同じ。）で他の連結法人（当該同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。）に対するものを含む。）から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところに

等のいづれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この法律の規定（第十四条第三号及び第十二号（みなし事業年度）の規定その他政令で定める規定を除く。）を適用する。

2 同上

（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）

第六十三条 同上

2 同上

3 第一項の規定の適用については、資産の販売等には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して行つた第六十一条の十三第一項（分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）に規定する譲渡損益調整資産の販売又は譲渡を含まないものとする。

4・5 同上

（同族会社の特別税率）

第六十七条 同上

2 前項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額（当該事業年度の確定した決算において利益の処分による経理をした第三十五条第四項（賞与の意義）に規定する賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額及び連結法人である同族会社が当該同族会社を分割法人とする分割型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行なうものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度の配当等の額（第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額をいう。第二号において同じ。）で他の連結法人（当該同族会社との間に連結完全支配関係があるものに限る。）に対するものを含む。）から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定め

より計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一 当該事業年度の所得の金額（第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する最後事業年度又は分割前事業年度にあつては、同項の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額）

二～四 省略

3～7 省略

（所得税額の控除）

第六十八条 内国法人が各事業年度において所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金（以下この条において「利子及び配当等」という。）の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2～4 省略

（外国税額の控除）

第六十九条 省略

2～4 省略

5 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（第十項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前三年内事業年度の控除限度額及び当該内国法人が当該前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外國法人税の額とみなす。

一～二 省略

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前三年内事業年度（適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業

るところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一 当該事業年度の所得の金額（第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する最後事業年度又は分割前事業年度にあつては、同項の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額）

二～四 同上

3～7 同上

（所得税額の控除）

第六十八条 内国法人が各事業年度において所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金（以下この条において「利子及び配当等」という。）の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2～4 同上

（外国税額の控除）

第六十九条 同上

2～4 同上

5 同上

一～二 同上

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前三年内事業年度（適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度

年度又は適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度をいう。第七項において同じ。)の控除限度額及び連結控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額とした金額

6・19 省略

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)

第七十条 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度(連結法人である当該内国法人の分割前事業年度(自己)を分割法人とする分割型分割を第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。)の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えるか、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当等)の規定にかかるが、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業法人である当該内国法人の分割前事業年度及び連結後各事業年度(当該更正の日の属する事業年度終了の日後に開始する連結事業年度がある場合の当該連結事業年度終了の日以後に終了する各事業年度(連結法人である当該合併法人の分割前事業年度及び連結後各事業年度を除く。)を含む。)の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2・3 省略

(中間申告)

第七十一条 内国法人である普通法人(清算中のものを除く。)は、その事業年度(新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併により設立されたも

をいう。第七項において同じ。)の控除限度額及び連結控除限度個別帰属額並びに控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分社型分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

6・19 同上

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)

第七十条 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度(連結法人である当該内国法人の分割前事業年度(自己)を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。)の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超えるか、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当等)の規定にかかるが、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業法人である当該内国法人の分割前事業年度及び連結後各事業年度(当該更正の日の属する事業年度終了の日後に開始する連結事業年度がある場合の当該連結事業年度終了の日以後に終了する各事業年度(連結法人である当該合併法人の分割前事業年度及び連結後各事業年度を除く。)を含む。)の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2・3 同上

(中間申告)

第七十一条 内国法人である普通法人(清算中のものを除く。)は、その事業年度(新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併により設立されたも

の以外のものの設立後最初の事業年度、連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一・二 省 略

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第七十二条 省 略

2 省 略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款及び第七款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第五項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」とする。

一・二 同 上

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第七十二条 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款及び第七款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第九項及び第十二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第六項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」とする。

(欠損金の繰戻しによる還付)

第八十条 内国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合（第四項の規定に該当する場合を除く。）には、その内国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る事業年度（以下この条において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度（当該内国法人の連結事業年度前の各事業年度、連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該連結親法人事業年度開始日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）前後の各事業年度及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人となるものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度前各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第六十八条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除された金額がある場合は、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いづれかの事業年度（以下この条において「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうち占める欠損事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。第四項において同じ。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2・3 省略

4 第一項及び第二項の規定は、内国法人につき解散（適格合併による解散及び第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）、営業の全部の譲渡、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合（当該事実が当該内国法

(欠損金の繰戻しによる還付)

第八十条 内国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合（第四項の規定に該当する場合を除く。）には、その内国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る事業年度（以下この条において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度（当該内国法人の連結事業年度前の各事業年度、連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度前各事業年度及び当該内国法人が当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、当該内国法人の同項に規定する最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度前各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第六十八条から第七十条の二まで（税額控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いづれかの事業年度（以下この条において「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうち占める欠損事業年度の欠損金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。第四項において同じ。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2・3 同上

4 第一項及び第二項の規定は、内国法人につき解散（適格合併による解散及び第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）、営業の全部の譲渡、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合（当該事実が当該内国法

いて、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額（同条の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「当該事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる。」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る。」と読み替えるものとする。

557 省略

第三目 外国税額

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）

第八十一条の四の二 連結法人が第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）が減額された場合（当該連結法人が第八十一条の十五第五項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基づ因して納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合を含む。以下この条において同じ。）又は当該連結法人が第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

（連結欠損金の繰越し）

人の連結事業年度において生じた場合を除く。）において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額（第五十七条の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「当該事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる。」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得事業年度から欠損事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る。」と読み替えるものとする。

557 同上

第三回 外国子会社の外国税額

（連結欠損金の繰越し）

第八十一条の九 連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割を行つた場合には、連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日）前五年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額（この項の規定により当該各連結事業年度前の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該各連結事業年度前の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）がある場合には、当該各連結事業年度前の連結所得の金額の計算上損金の額に相当する金額は、当該各連結事業年度の連結所得の金額に算入する。ただし、当該連結欠損金額に相当する金額が当該連結欠損金額につき本文の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額に算入される金額を控除した金額）を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2

前項の連結親法人又は連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度として政令で定める連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなす。

一 最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日以前五年以内に開始した当該連結親法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次号イにおいて同じ。）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額がある場合 金額又は災害損失欠損金額

2 同 上

一 最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日以前五年以内に開始した当該連結親法人の各事業年度において生じた第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する欠損金額（同条第二項又は第七項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第六項又は第十一項の規定によりないものとされたものを除く。次号イにおいて同じ。）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する災害損失欠損金額がある場合 金額又は災害損失欠損金額

二・三 省 略

3 前項（第一号を除く。）の規定は、連結親法人の最初連結親法人事業年度又は同項第三号に規定する適格合併等の日の属する連結事業年度の連結確定申告書に

3

連結法人が連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人を被合併法人とする合併を行つた場合又は当該連結法人を分割法人とする分割型分割（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うもの（前項第二号に規定する連結法人が行うものを除く。）及び当該連結法人との間に連結完全支配関係を有しない法人が分割承継法人となる合併類似適格分割型分割を除く。）を行つた場合において、当該被合併法人又は分割法人の当該合併又は分割型分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額（第八十条（欠損金の繰戻による還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）があるときは、当該欠損金額に相当する金額は、当該連結法人の当該合併又は分割型分割の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4

次の各号に規定する場合には、連結法人の当該各号に掲げる連結事業年度における第一項の規定の適用については、当該各号に定める連結欠損金個別帰属額に係る連結欠損金額のうち当該連結欠損金個別帰属額に相当する金額は、ないものとする。

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度、当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日所属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

同項第二号又は第三号に掲げる場合の区分に応じ同項第二号又は第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4

連結法人が連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人を被合併法人とする合併を行つた場合又は当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項第一号に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から第四条の三第九項第二号（連結納税の承認の効力）に規定する特例申請後五月经過日までの間に行われたもの及び当該連結法人との間に連結完全支配関係を有しない法人が分割承継法人となる合併類似適格分割型分割を除く。）を行つた場合において、当該被合併法人又は分割法人の当該合併又は分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額は、当該連結法人の当該合併又は分割の日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5

同 上

一 連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度、当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人である場合の当該合併に限る。以下この号において同じ。）が当該連結親法人事業年度開始の日において行われたものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうちイに掲げる金額に相当する金額とし、当該合併が当該連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間において行われたものである場合には当該連結欠損金個別帰属額のうち次に掲げる金額の合計額に相当する金額とする。イ 当該合併が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないものであり、かつ、当該合併法人（当該合併が法人を設立するものであ

るときは、当該合併に係る他の被合併法人)との間に同項に規定する特定資本関係(当該連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じたものに限る。)がある場合に、同項の規定により同項に規定する未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

ロ 当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第七項の規定により同項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

二 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割(連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除く。)を行つた場合の当該分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

三 連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額(当該合併類似適格分割型分割が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人とするものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額)

三 連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度 当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額(当該合併類似適格分割型分割が当該合併類似適格分割型分割(当該合併類似適格分割型分割に係る分割承継法人が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人である場合の当該合併類似適格分割型分割に限る。以下この号において同じ。)が当該連結親法人事業年度開始の日において行われたものである場合は当該連結欠損金個別帰属額のうちイに掲げる金額に相当する金額とし、当該合併類似適格分割型分割が当該連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間において行われたものでは当該連結欠損金個別帰属額のうち次に掲げる金額の合計額に相当する金額とする。)

イ 当該合併類似適格分割型分割が第五十七条第三項に規定する政令で定める適格合併等に該当しないものであり、かつ、当該分割承継法人(当該合併類似適格分割型分割が法人を設立するものであるときは、当該合併類似適格分割型分割に係る他の分割法人)との間に同項に規定する特定資本関係(当該連結親法人事業年度開始の日の五年前の日以後に生じたものに限る。)がある場合に、同項の規定により同項に規定する未処理欠損金額に含まないもの

とされる金額に相当する金額として政令で定める金額

四 連絡法人が当該連絡法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする第五十七条第六項に規定する適格合併等（当該連絡法人が連結子法人である場合には、連絡完全支配関係がある他の連絡法人との間で行うものに限るものとし、同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を行つた場合（当該適格合併等による法人との間に当該適格合併等の日の属する連絡親法人事業年度開始の日の五年前より生じた同条第三項に規定する特定資本関係がある場合に限る。）の当該連絡法人事業年度終了の日の属する連絡事業年度以後の各連絡事業年度（当該開始の日前五年以内に開始した各連絡事業年度において生じた当該連絡法人の連絡欠損金個別帰属額を同条第五項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額）

四 連絡親法人が当該連絡親法人との間に連絡完全支配関係がない法人との間で当該連絡親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする第五十七条第五項に規定する適格合併等（同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において「適格合併等」という。）を行つた場合（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる法人との間に当該適格合併等の日の属する連絡親法人事業年度開始の日の五年前より生じた同条第三項に規定する特定資本関係がある場合に限る。）の当該連絡法人事業年度終了の日の属する連絡事業年度（当該開始の日前五年以内に開始した各連絡事業年度において生じた当該連絡法人の連絡欠損金個別帰属額を同条第五項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額）

五 連絡子法人が解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）をした場合の当該解散の日の翌日の属する連絡事業年度以後の各連絡事業年度（当該解散の日の翌日）の属する連絡親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連絡事業年度において生じた当該連絡子法人の連絡欠損金個別帰属額

六 省 略

5 第二項及び前項に規定する連絡欠損金個別帰属額とは、連絡欠損金額のうち各連絡法人に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

6 第一項の規定は、同項の連絡親法人が連絡欠損金額の生じた連絡事業年度について連絡確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して連絡確定申告書を提出している場合（第二項各号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、最初の連絡事業年度（同項第三号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、同項に規定する最初の連絡事業年度（同項第三号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、同号に規定する適格合併等の日の属する連絡事業年度）の連絡確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して連絡確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

6 第二項、第三項及び前項に規定する連絡欠損金個別帰属額とは、連絡欠損金額のうち各連絡法人に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

7 第一項の規定は、同項の連絡親法人が連絡欠損金額の生じた連絡事業年度について連絡確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して連絡確定申告書を提出している場合（第一項各号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、同項に規定する最初の連絡事業年度（同項第三号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、同号に規定する適格合併等の日の属する連絡事業年度）の連絡確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して連絡確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

五 連絡子法人が解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）をした場合の当該解散の日の属する連絡事業年度以後の各連絡事業年度（当該解散の日の属する連絡親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連絡事業年度において生じた当該連絡子法人の連絡欠損金個別帰属額）

六 同 上

5 第二項、第三項及び前項に規定する連絡欠損金個別帰属額とは、連絡欠損金額のうち各連絡法人に帰せられる金額として政令で定める金額をいう。

6 第一項の規定は、同項の連絡親法人が連絡欠損金額の生じた連絡事業年度について連絡確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して連絡確定申告書を提出している場合（第一項各号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、同項に規定する最初の連絡事業年度（同項第三号に定める欠損金額又は連絡欠損金個別帰属額で同項の規定により連絡欠損金額とみなされたものについては、同号に規定する適格合併等の日の属する連絡事業年度）の連絡確定申告書を提出し、かつ、その後において連續して連絡確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

7 第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他同項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人間取引の損益の調整)

第八十一条の十 連結法人が各連結事業年度においてその有する譲渡損益調整資産（第六十一条の十三第一項（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）に規定する譲渡損益調整資産をいう。以下この条において同じ。）を他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）に譲渡した場合（適格合併に該当しない合併又は適格事後設立により合併法人又は被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除く。）には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2・3 省略

4 連結法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき第一項又は第六十一条の十三第一項の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちに第一項又は同条第二項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額又は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合において、当該連結法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合その他他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、その算入されていない金額は、政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5 省略

(連結同族会社の特別税率)

第八十一条の十三 省略

8 第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額の計算その他同項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人間取引の損益の調整)

第八十一条の十 連結法人が各連結事業年度においてその有する譲渡損益調整資産（第六十一条の十三第一項（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）に規定する譲渡損益調整資産をいう。以下この条において同じ。）を他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）に譲渡した場合（適格合併に該当しない合併又は適格事後設立により合併法人又は被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合を除く。）には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。次項及び第四項において同じ。）に相当する金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2・3 同上

4 連結法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき第一項又は第六十一条の十三第一項の規定の適用を受け、かつ、当該金額のうちに第二項又は同条第二項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額又は各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合において、当該連結法人が第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合その他他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、その算入されていない金額は、政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5 同上

(連結同族会社の特別税率)

第八十一条の十三 同上

2 前項に規定する連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（次項において「連結所得等の金額」という。）のうち留保した金額（当該連結事業年度の期間に

係る確定した決算において利益の処分による經理をした第三十五条第四項（賞与の意義）に規定する賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額を含む。）から、当該連結事業年度の連結所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに地方税法の規定により当該連結事業年度の連結法人税個別帰属額（第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により同項に規定する負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額として計算される金額をいう。）に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一・二 省 略

三 個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額のうち、第二条第十八条号リ（定義）に規定する法人税並びに同号リ又は同条第十八条号の二又に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）及び第二十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）に規定する減額された部分として政令で定める金額の合計額

四 省 略

3・6 省 略

（連結事業年度における所得税額の控除）

第八十一条の十四 連結法人が各連結事業年度において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2・3 省 略

（連結事業年度における外国税額の控除）

第八十一条の十五 省 略

2・4 省 略

（連結事業年度における所得税額の控除）

第八十一条の十四 連結法人が各連結事業年度において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるとこにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

3・6 同 上

（連結事業年度における外国税額の控除）

第八十一条の十五 同 上

2・4 同 上

一・二 同 上

三 個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額のうち、第二条第十八条号リ（定義）に規定する法人税並びに同号リ又は同条第十八条号の二又に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）及び第二十六条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額の合計額

四 同 上

3・6 同 上

（連結事業年度における所得税額の控除）

第八十一条の十四 連結法人が各連結事業年度において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるとこにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2・3 同 上

（連結事業年度における外国税額の控除）

第八十一条の十五 同 上

2・4 同 上

5 連結法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人

、現物出資法人又は事後設立法人（第十項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該連結法人の当該適格組織再編成の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度における第二項及び第三項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人の前三年内連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該連結法人が当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなす。

一・二 省 略

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前三年内事業年度（適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度をいう。第七項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

た金額

6・18 省 略

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）

第八十一条の十六 省 略

2 前項の規定は、連結法人の事実を仮装して経理した分割前事業年度（当該連結法人を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得に対する法人税につき税務署長が更正をした場合について準用する。

3・4 省 略

5 同 上

一・二 同 上

三 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号において「適格分社型分割等」という。）当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の分割等前三年内事業年度（適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度をいう。第七項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額及び控除限度額並びに個別控除対象外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額のうち、当該適格分社型分割等により当該連結法人が移転を受けた事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

6・18 同 上

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除）

第八十一条の十六 同 上

2 前項の規定は、連結法人の事実を仮装して経理した分割前事業年度（当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度をいう。以下この条において同じ。）の所得に対する法人税につき税務署長が更正をした場合について準用する。

3・4 同 上

（連結中間申告）

（連結中間申告）

第八十一条の十九 連結親法人（普通法人に限る。以下この条において同じ。）は、その連結事業年度（当該連結親法人の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）が六月を超える場合には、当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該連結事業年度の前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一

条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（第三項において「連結確定法人税額」という。）を当該前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（当該連結事業年度が最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）である場合には、次に掲げる金額の合計額）

イ 連結法人（連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。以下この号において同じ。）の当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に掲げる金額をいう。次項及び第六項において同じ。）で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額）

第八十一条の十九 同上

一 同上

イ 連結法人（最初連結親法人事業年度開始の時に当該連結親法人による連結完全支配関係がないものを除く。以下この号において同じ。）の当該最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定法人税額（確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に掲

げる金額をいう。次項及び第六項において同じ。）で当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額）

口 省 略

二 省 略

3 第一項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項（連結納稅の承認の取消し）の規定により当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に係る第四条の二の承認が取り消されたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日

口 同 上

二 同 上

3 第一項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項（連結納稅の承認の取消し）の規定により当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に係る第四条の二の承認の取消しの処分があつたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日

前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第四号に掲げる事実が生じたとき（その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行ったとき）は、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属支払額を減算し、又は連結確定法人税額に当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）を加算した金額を同号に規定する前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。

4 第七十一条第二項（中間申告）の規定は、連結親法人が当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度、当該連結事業年度の前連結事業年度若しくは当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に当該連結親法人を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）を行つた場合の当該連結親法人又は連結法人が当該期間内に他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）を被合併法人とする合併を行つた場合（当該合併を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結法人（連結親法人を除く。）と連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していた場合に限る。）の当該連結親法人につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは、「第八十一条の十九第一項第一号（連結中間申告）」と、「当該事業年度の前事業年度」とあるのは、「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は前連結事業年度」と、「当該事業年度開始の日」であるのは、「連結親法人事業年度（第八十一条の十九第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日」と、「当該事業年度開始の日以後」とあるのは、「当該連結親法人事業年度開始の日以後」と、「前事業年度の月数のうちに占める当該前事業年度」とあるのは、「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度若しくは当該前連結親法人事業年度」と、「その適格合併の日」とあるのは、「適格合併（連結親法人を合併法人とし、連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）若しくは合併（連結親法人を合併法人とし、連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）若しくは合併（連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。）の日」と、「当該事業年度開始の日から」と、「当支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。）の日」と、「当

した日の前日までの期間内に当該連結子法人に係る同項第四号に掲げる事実が生じたとき（その事実が合併による解散である場合には、当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併を行つたとき）は、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から当該連結子法人に係る連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）を加算した金額を同号に規定する前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。

4 第七十一条第二項（中間申告）の規定は、連結親法人が当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度、当該連結事業年度の前連結事業年度若しくは当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に当該連結親法人を合併法人とする適格合併（当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）を行つた場合の当該連結親法人又は連結法人が当該期間内に他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある法人に限るものとし、連結親法人を除く。）を被合併法人とする合併を行つた場合（当該合併を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結法人（連結親法人を除く。）と連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していた場合に限る。）の当該連結親法人につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは、「第八十一条の十九第一項第一号（連結中間申告）」と、「当該事業年度の前事業年度」とあるのは、「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は前連結事業年度」と、「当該事業年度開始の日」であるのは、「連結親法人事業年度（第八十一条の十九第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日」と、「当該事業年度開始の日以後」とあるのは、「当該連結親法人事業年度開始の日以後」と、「前事業年度の月数のうちに占める当該前事業年度」とあるのは、「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該前連結親法人事業年度」と、「その適格合併の日」とあるのは、「適格合併（連結親法人を合併法人とし、連結子法人以外の法人を被合併法人とするものに限る。）又は合併（連結親法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。）の日」と、「当該事業年度開始の日から」と、「当該連結事業年度開始の日から」と読み替えるものとする。

該事業年度開始の日から」とあるのは「当該連結事業年度開始の日から」と読み替えるものとする。

6 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を分割法人とする分割型分割を行つたとき（当該連結子法人が当該分割型分割を行つた場合にあつては、当該分割型分割を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結子法人と当該連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していたときに限る。）は、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 当該連結事業年度の前連結事業年度開始の日の翌日から当該前連結事業年度終了の日までの期間 第一項第一号の規定により計算した金額に相当する金額（次号において「前期実績基準額」という。）に当該分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度（次号において「分割前事業年度」という。）の確定法人税額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものと当該前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額を加算した金額

二 当該連結事業年度開始の日の翌日から当該開始の日以後六月を経過した日までの期間 前期実績基準額からイ又はロに掲げるものを分割前事業年度開始の日の前日の属する当該分割法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該分割前事業年度の月数を乗じて計算した金額を減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ・ロ 省略

7 省略

（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）

第八十一条の二十 省略

2 省略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一章の二第一節第三款（課税標準の計算）（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越しの要件）を除く。）の

6 同上
第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を分割法人とする分割型分割以外の分割を行つたとき（当該分割を行つた場合にあつては、当該分割を行つた日から当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結子法人と当該連結親法人との間の連結完全支配関係が継続していたときに限る。）は、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 当該連結事業年度の前連結事業年度開始の日の翌日から当該前連結事業年度終了の日までの期間 第一項第一号の規定により計算した金額に相当する金額（次号において「前期実績基準額」という。）に当該分割法人の分割の日の前の日の属する事業年度（次号において「分割前事業年度」という。）の確定法人税額で当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額を加算した金額

二 当該連結事業年度開始の日の翌日から同日以後六月を経過した日までの期間 前期実績基準額からイ又はロに掲げるものを分割前事業年度開始の日の前日の属する当該分割法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該分割前事業年度の月数を乗じて計算した金額を減算した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ・ロ 同上

7 同上

（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）

第八十一条の二十 同上

2 同上

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一章の二第一節第三款（課税標準の計算）（第八十一条の九第七項（連結欠損金の繰越しの要件）を除く。）の